

沖縄県宿泊事業者感染症対策支援事業の関連資料

補助事業者等が補助事業等に
 取得し、又は効用の増加
 した財産のうち処分を制限する
 財産及び補助事業等により取
 得し、又は効用の増加した財
 産の処分制限期間（平成22
 年
 国土交通省告示第505号）
 の別表内容（補助金等の名称
 を除く）

建物		種類	処分を制限する財産の名称等
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの		構造又は用途	細目
旅館用又はホテル用のもの	その他のもの	飲食店用又は貸席用のもの で、延べ面積のうちに占める 木造内装部分の面積が三割を 超えるもの	飲食店用、貸席用、劇場用、 演奏場用、映画館用又は舞踏 場のもの
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	病院用のもの
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	店舗用のもの
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	用、学校用又は体育館用のも の
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	及び左記以外のもの
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	事務所用又は美術館用のもの
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	書 期 間 横
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	41年
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	34年
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	38年
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	39年
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	39年
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	47年
		変電所用、発電所用、送受信 所用、停車場用、車庫用、格 納庫用、荷扱所用、映画製作 スタージ用、屋内スケート場 用、魚市場用又はと畜場の もの	50年

ク造れ 造又はん のハが もブ造、 のロツ石																											
その他のもの		は工場 倉庫用（作業場を含む。）用又		の旅館用、ホテル用又は病院用 のもの		もの 用、魚市場用又はと畜場の ステーヂ用、屋内スケート場		納庫用、荷扱所用、映画製作 所用、停車場用、車庫用、格		変電所用、発電所用、送受信 場のもの		演奏場用、映画館用又は舞踏 飲食店用、貸席用、劇場用、		用のもの 宿泊所用、学校用又は体育館		店舗用、住宅用、寄宿舎用、 及び左記以外のもの		事務所用又は美術館用のもの 及び左記以外のもの		は工場（作業場を含む。）用又 倉庫用のもの		その他のもの		延べ面積のうち 造内装部分の面積が三割を 超えるもの		その他のもの	
34年		36年		34年		38年		38年		41年		38年		39年		31年											

<p>のトえメ厚（金 にル四丨が骨属 限以ミト三格造 る下リルミ材の 。のメをリもの ）丨超肉の</p>					<p>るえメ厚（金 。る丨が骨属 ）もト四格造 のルミ材の にをリもの 限超肉の</p>							
<p>もの 用、魚市場用又はと畜場の ス、テ―ジ用、屋内スケ―ト場 納庫用、荷扱所用、映画製作 所用、停車場用、車庫用、格 変電所用、発電所用、送受信 場のもの</p>	<p>演奏場のもの 飲食物用、貸席用、劇場用、</p>	<p>宿泊所用、学校用又は体育館 店舗用、住宅用、寄宿舎用、</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの 及び左記以外のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p>	<p>もの 用、魚市場用又はと畜場の</p>	<p>ス、テ―ジ用、屋内スケ―ト場 納庫用、荷扱所用、映画製作 所用、停車場用、車庫用、格 変電所用、発電所用、送受信 場のもの</p>	<p>演奏場のもの 飲食物用、貸席用、劇場用、</p>	<p>宿泊所用、学校用又は体育館 店舗用、住宅用、寄宿舎用、</p>	<p>事務所用又は美術館用のもの 及び左記以外のもの</p>
25年	25年	27年	30年	31年	/	/	29年	31年	31年	34年	38年	

樹脂造又は合成のもの													（金属造のもの、厚が三ミリ以上のもの、メリトル以下、のものに限る。）																									
劇場用のもの、演奏場用のもの、映画館用又は舞踏			飲食店用のもの、貸席用、劇場用、			宿泊所用、学校用又は体育館			店舗用、住宅用、寄宿舎用、			及び左記以外のもの			事務所用又は美術館用のもの			その他			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの			旅館用、ホテル用又は病院用のもの			その他			事務所用又は美術館用のもの			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの			旅館用、ホテル用又は病院用のもの		
20年			22年			24年			17年			17年			19年			19年			19年			22年			24年			24年								

						木骨モルタル														
その他のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	用、魚市場用又はと畜場のもの	用、魚市場用、屋内スケート場	用、荷扱所用、映画製作	用、停車場用、車庫用、格	用、発電所用、送受信	用、映画館用又は舞踏	用、貸席用、劇場用、	用、学校用又は体育館	用、住宅用、寄宿舎用、	用、美術館用のもの								
14年		15年	15年	19年	20年	22年	15年		17年	17年										

														建 物 附 属 設 備			
可 動 間 仕 切 り		店 用 簡 易 装 備	ア ー ケ ー ド 又 は 日 よ け 設 備	自 動 開 閉 設 備	エ ヤ ー カ ー テ ン 又 は ド ア ー	避 難 設 備	備 及 び 格 納 式	消 火 、 排 煙 又 は 災 害 報 知 設 備	昇 降 機 設 備	ラ ー 設 備	通 風 又 は ボ イ ラー 設 備	冷 房 、 暖 房 、 ス ト ブ レ ー 設 備	生 設 備 及 び ガ ス 設 備	給 排 水 又 は 衛 生 設 備	電 気 設 備 （ 照 明 設 備 を 含 む 。）	蓄 電 池 電 源 設 備	
そ の 他 の も の	簡 易 な も の		そ の 他 の も の		主 と し て 金 属 製 の も の				エ レ ベ ー タ ー エ ス カ レ ー タ ー		そ の 他 の も の （ 二 十 二 キ ロ ワ ツ ト 以 下 の も の ）	冷 暖 房 設 備 （ 冷 凍 機 の 出 力 が			そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	
15年	3年	3年	8年	15年	12年	8年	15年	17年	15年	13年	15年	15年	15年	15年	6年		

構築物													の 軌 鉄 道 道 業 業 用 用 の 又 も は		よ 前 外 前 ら 掲 の の 掲 な の も の も い 区 の の の も 分 及 及 以 の に び び	
木柱及び木塔（腕木を含む。）	電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	帰線ボンド	電車線及び第三軌条	送配電線及びき電線	信号機	通信線、信号線及び電燈電力線	分岐器	金属製のもの	コンクリート製のもの	木製のもの	まくら木	軌条及びその附属品	主として金属製のもの	その他のもの		
	30年	5年	20年	40年	30年	30年	15年	20年	20年	8年		20年	10年	18年		

れんが造のもの	の 鉄筋 コンクリート造のもの	トンネル	その他のもの	鉄骨造のもの	の 鉄筋 コンクリート造のもの	橋りょう	土工設備	その他のもの	道床	軌道設備	線路設備	前掲以外のもの	その他のもの	架空索道用のもの

放送用又は無 の線通信用のもの															
接地線及び放送用配線	アンテナ	木塔及び木柱	鉄筋コンクリート柱	その他のもの	円筒空中線式のもの	鉄塔及び鉄柱	その他のもの	その他のもの	踏切保安又は自動列車停止設備	柱及びコンクリート塔	鉄柱、鉄塔、コンクリート	電路設備	停車場設備	その他のもの	その他のもの
10年	10年	10年	42年	40年	30年		40年	19年	12年	45年		32年	21年	30年	

			船舶																										
薬品 そう船	油 そう船		鋼 船	適 用 を 受 け る	十 九 条 ま で の	第 四 条 か ら 第	第 四 十 六 号	三 十 二 年 法 律	船 舶 法 (明 治	を 除 く 。)	(前 掲 の も の	木 造 の も の	を 除 く 。)	く 。)	も の を 除	も の (前 掲 の	合 成 樹 脂 造 の	を 除 く 。)	(前 掲 の も の	金 属 造 の も の	を 除 く 。)	(前 掲 の も の	土 造 の も の	を 除 く 。)	(前 掲 の も の	を 除 く 。)	(前 掲 の も の	石 造 の も の	
		の 総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 未 満 の も	の 総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 以 上 の も								引 湯 管 及 び へ い	防 波 堤 、 さ ん 橋 、 防 壁 、 堤 防 、	岸 壁 、 さ ん 橋 、 防 壁 、 堤 防 、						ガ ー ド レ ー ル	み 井 戸 、 へ い 、 街 路 灯 及 び	つ り 橋 、 煙 突 、 焼 却 炉 、 打 込	は ね 上 げ 橋 及 び 鋼 矢 板 岸 壁	へ い	動 車 道	く 。)	防 壁 (爆 発 物 用 の も の を 除	壁 下 水 道 、 へ い 及 び 爆 発 物 用 防	防 波 堤 、 上 水 道 及 び 用 水 池	用 の も の を 除 く 。)
10年	11年	13年	/						10年	10年	10年	25年	20年	40年	35年	50年													

<p>ラ受まから船 スけでの第船 チるの第十法 ツ強適用九第 ク化用条四 船プを条</p>	<p>除掲船受まから くげ（他のける 。るも他の項合 ）ののに金を を</p>	<p>その 他 の もの</p>	<p>受まから船 けるでの第船 るの第十法 木適用九第 船用条四 を</p>	<p>その 他 の もの</p>				
				<p>その 他 の もの</p>	<p>カー フェ リー</p>	<p>船 し ゆ ん せ つ 船 及 び 砂 利 採 取</p>	<p>の 総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 未 満 の も</p>	<p>の 総 ト ン 数 が 二 千 ト ン 以 上 の も</p>
<p>7年</p>	<p>9年</p>	<p>10年</p>	<p>／</p>	<p>14年</p>	<p>11年</p>	<p>10年</p>	<p>／</p>	<p>15年</p>

具 び 車 運 両 搬 及														
を 空 道 鉄 含 索 用 道 道 む 道 車 用 用 。 道 車 兩 又 ） 用 兩 一 是 搬 架 軌 器						そ の 他 の も の			木 船		鋼 船		そ の 他 の も の	ク 船 受 ま か 船 ラ 及 け での 第 法 フ び る 水 適 十 九 条 ト ホ 中 用 九 条 バ 翼 を 条 条 ー
薬 品 タ ン ク 車 及 び 冷 凍 車		高 圧 ボ ン ベ 車 及 び 高 圧 タ ン ク 車		貨 車	内 燃 動 車 (制 御 車 及 び 附 随 車 を 含 む 。)	電 車	電 気 又 は 蒸 気 機 関 車	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	ひ き 船	し ゅ ん せ つ 船 及 び 砂 利 採 取 船		8 年
12 年	10 年		11 年	13 年	18 年	5 年	8 年	12 年	10 年	7 年				

運送事業用、貸自動車業用、又は自動車の教習所用の車両（及び前掲のもの）を除く。	特殊自動車（自走式作業用機械並びにトラクタ等）及び農業用運搬機を除外。										
自動車（二輪又は三輪自動車を含む、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したものの	その他のもの	無軌条電車	鋼索鉄道用車両	線路建設保守用工作車	その他のもの	その他のタンク車及び特殊構造車			
3年	4年	3年	20年	8年	15年	10年	20年	15年			

												外 前 の 掲 の も の の 以
自 転 車	二 輪 又 は 三 輪 自 動 車	貨 物 自 動 車					自 動 車 （ 二 輪 又 は 三 輪 自 動 車 を 除 く。 ）	被 け ん 引 車 そ の 他 の も の	自 動 車 及 び リ ヤ カ ー	乗 合 自 動 車	大 型 乗 用 車 （ 総 排 気 量 が 三 リ ッ ト ル 以 上 の も の を い う。 ）	
		ダ ン プ 式 の も の	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の					そ の 他 の も の	そ の 他 の も の
2年	3年	6年	5年	4年	/	/	4年	2年	5年	4年	5年	

				工具											
外前 の掲 もの の以	切削 工具	治具 及び 取付 工具	測定 工具 及び 電 気 検 査 工 具 （ 電 子 を 利 用 す る も の を 含 む 。）	その他のもの		自 走 能 力 を 有 す る も の	その他のもの	金属製のもの		ト ロ ッ コ	フ ォ ー ク リ フ ト	その他のもの	金 属 製 の も の	台 車	鉱 山 用 人 車 、 炭 車 、 鉱 車 及 び
その他のもの				その他のもの			その他のもの	その他のもの	金属製のもの	ト ロ ッ コ	フ ォ ー ク リ フ ト	その他のもの	金属製のもの	台 車	鉱 山 用 人 車 、 炭 車 、 鉱 車 及 び
3年	2年	3年	5年	4年	7年		3年	5年		4年	4年	7年			

び器
備具
品及

家具、電
器、ガス機
及び家庭用器
（他の項目に
掲げるものを
除く。）

事務機、事務
いす及び
キャビネット

主として金属製のもの

その他のもの

応接セット

接客業用のもの

その他のもの

ベッド

児童用机及びいす

陳列だな及び陳列ケース

の冷凍機付又は冷蔵機付のもの

その他のもの

その他の家具

接客業用のもの

その他のもの

主として金属製のもの

15年

5年

8年

6年

5年

8年

8年

5年

8年

15年

通事務機器及び													
その他の事務機器	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タ イムレコーダーその他これら に類するもの	その他のもの	パーソナルコンピュータ （サーバー用のものを除 く。） その他のもの	電子計算機	その他のもの	その他のもの	陶磁器製又はガラス製のも の その他のもの	食事又はちゅう房用品	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー （電気式のものを除く。） ス機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その 他これらに類する電気又はガ ス機器	冷房用又は暖房用機器	ラジオ、テレビジョン、テー プレコーダーその他の音響機 器	その他のもの
5年	5年	5年	4年		8年	5年	2年		4年	6年	6年	5年	8年

器具及び広告		光学機器及び写真製作機器			時計、試験機器及び測定機器					その他								
看板、ネオンサイン及び気球	マネキン人形及び模型	その他のもの	主として金属製のもの	看板、ネオンサイン及び気球	顕微鏡その他の機器	引伸機、焼付機、乾燥機、顕	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	オペラグラス	試験又は測定機器	度量衡器	時計	その他のもの	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	電話設備その他の通信機器	備	インターホン及び放送用設	クシミリ	テレタイプライター及びファ
10年	2年	3年	10年	8年	5年	2年	5年	5年	10年	10年	6年	10年	6年	6年	5年	5年	5年	5年

医療機器													容器及び金庫	
器 部分を有する機能回復訓練機	ハンドタンクその他のもの	手さげ金庫	金庫	その他のもの	金属製のもの	その他のもの	大型コンテナ（長さ6メートル以上のものに限る。）	ドラムかん、コンテナその他の容器	その他のもの	塩素用のもの	鍛造製のもの	溶接製のもの	ボンベ	その他のもの
6年	20年	5年	/	2年	3年	/	7年	/	10年	8年	/	6年	/	5年

		外 前 掲 の も の 以	生 物									
その 他 の も の		主 と し て 金 属 製 の も の	そ の 他 の も の	植 物	そ の 他 の も の	主 と し て 金 属 製 の も の	陶 磁 器 製 又 は ガ ラ ス 製 の も の	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	移 動 式 の も の 、 救 急 医 療 用 の も の 及 び 自 動 血 液 分 析 器	レ ン ト ゲ ン そ の 他 の 電 子 装 置 を 使 用 す る 機 器	そ の 他 の も の
5年	10年		15年	5年	10年	3年		6年	4年			

												機械装置									
前掲する資産のうち、当該		電気業用設備		通信業用設備		鉄道業用設備		道路貨物運送業用設備		倉庫業用設備		運輸に付帯するサービス業用設備		輸送機械器		製造業用設備		前掲の機械及び		掲げられたもの	
主として金属製のもの		鉄道又は軌道業用変電設備		自動改札装置		その他の設備										その他の設備		主として金属製のもの		その他のもの	
8年	17年	9年	10年	12年	12年	12年	5年	9年	15年	8年	15年										

								開 発 資 研	無 形 資	
ソフ トウ ェ ア	機 械 及 び 装 置			器 具 及 び 備 品	工 具	構 築 物		附 属 設 備 及 び 建 物	ソフ トウ ェ ア	
	そ の 他 の も の	る 加 工 機 械 そ の 他 こ れ ら に 類 す	汎 用 金 属 工 作 機 械 汎 用 金 属	器 、 試 験 又 は 測 定 機 器 、 計 算 機 器 、 撮 影 機 及 び 顕 微 鏡		使 用 す る も の	ガ ス 又 は 工 業 薬 品 貯 蔵 、 ア ン テ ナ 、 鉄 塔 及 び 特 殊 用 途 に	風 ど う 、 試 験 水 そう 及 び 防 壁	建 物 の 全 部 又 は 一 部 を 低 温 室 、 恒 温 室 、 無 響 室 、 電 磁 シ ールド 室 、 放 射 性 同 位 素 取 扱 室 、 特 殊 室 に す る た め に 特 に 施 設 し た 内 部 造 作 又 は 建 物 附 属 設 備	
3年	4年	7年	4年	4年	7年	5年	5年	5年		

